

## 大森駅周辺地区グランドデザイン策定に係る 学識者検討委員会設置要綱

平成 22 年 4 月 14 日副区長決定  
22 まま発第 10065 号

### (目的)

第1条 大森駅周辺地区グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）策定にあたり、学識者の専門的かつ幅広い見地からの指導及び助言を得ることにより、多角的かつ総合的な視点によるグランドデザイン策定を目指すことを目的として、「大森駅周辺地区グランドデザイン策定に係る学識者検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、委員がそれぞれの専門的見地からグランドデザインに関する事項について調査・研究し、その結果を区長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱した学識者 4 人で構成する。

2 委員会に委員長を置く。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定により報告をした日までとする。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、主催する。

2 委員会の議事は、委員長が行う。

3 委員会は、過半の委員の出席がなければ開催することができない。

4 委員会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があるときは、会議の議事に關係のある者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

### (謝礼)

第6条 学識者検討委員に対し、グランドデザイン策定アドバイザーとしての謝礼を支

払う。学識者検討委員会において、1時間当たりの謝礼を15,000円とし、30分を超えた場合は1時間とみなす。

- 2 第2条に掲げる調査・研究に係る事項について、委員に個別に聴取した場合にも、同様に謝礼を支払う。

(会議の公開)

第7条 委員会は原則非公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、公開とすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、まちづくり推進部まちづくり管理課に置く。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成22年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。